南阿蘇村農業みらい公社通信 Vol.39

今年も残すところあと1カ月になりました。年末といえば餅つきです！

昔は各家庭で餅つきをしていましたが、今はお店で買う人が多いかもしれません。

そこで、南阿蘇村農業みらい公社で栽培した自然栽培のもち米を使った、餅つき＆しめ縄作りのワークショップを行います。

参加を希望される人は、みらい公社（TEL0967(65) 8107）へお電話いただくか、下記二次元コードからGoogleフォームでお申し込みください。受付は先着10組限定ですのでお早めのお申し込みをお待ちしています。

もち米はあそ望の郷でも販売していますので是非お買い求めください。

Googleフォーム

日　時　12月28日（日）　午前10時～正午
場　所　旧両併小学校（両併995）
内　容　餅つき体験・もち米3kg分（鏡餅も可）としめ縄つくり
参加費　1組5,000円

息を合わせた餅つき

ハートがたくさんの村づくり Vol.236

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

「人権週間」について

昭和23年（1948年）12月10日、第3回国際連合総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。採択日の12月10日は「人権デー（Human Rights Day）」と定められており、日本では、この日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を展開しています。

いじめや虐待、性被害などのこどもの人権問題、外国人やアイヌの人々、性的マイノリティなどに対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）、ハンセン病問題といった様々な人権問題は今も存在しています。近年においては、インターネットを介した、人権侵害も深刻化しています。

これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして捉え、お互いの人権を尊重し合うことが不可欠です。

人権週間をきっかけに、人権について考えてみませんか。

政府広報オンライン一部抜粋

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。　総務課 人権政策係　TEL0967（67）1111